有効期間が平成30年９月11日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第75547号	硫酸苦土肥料	15.0硫酸苦土（コナ）	日東エフシー株式会社	愛知県名古屋市港区いろは町１丁目23番地

２　保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百十八号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十三条第一項の規定に基づき、次のように生産業者の名称又は住所の変更に係る届出があったので、同法第十六条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十五年四月二十五日　　農林水産大臣　林　芳正

１　生産業者の名称又は住所の変更

登録番号　生第90150号
　変更前　財団法人沖永良部農業開発組合
　変更後　公益財団法人沖永良部農業開発組合

登録番号　生第88843号
　変更前　東京都港区芝公園二丁目４番１号
　変更後　東京都中央区八重洲二丁目４番１号

○農林水産省告示第千四百十九号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十四条の規定に基づき、次の肥料の登録は失効したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十五年四月二十五日　　農林水産大臣　林　芳正

１　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者の名称及び住所

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第78001号	副産複合肥料	粒状パーム	株式会社バイオケミカ	東京都墨田区業平１丁目18番５号
生第79510号	鉱さいけい酸質肥料	珪酸苦土石灰肥料	株式会社バイオケミカ	東京都墨田区業平１丁目18番５号
生第80890号	鉱さいけい酸質肥料	珪酸苦土石灰	ガウス工業株式会社	東京都台東区東上野五丁目13番４号
生第82311号	化成肥料	ハットトリック	ガウス工業株式会社	東京都台東区東上野五丁目13番４号
生第89529号	化成肥料	ハットトリックVersion2.0	ガウス工業株式会社	東京都台東区東上野五丁目13番４号
生第89812号	化成肥料	有機入り化成Ｓ１号	ガウス工業株式会社	東京都台東区東上野五丁目13番４号
生第89813号	化成肥料	有機入り化成Ｓ２号	ガウス工業株式会社	東京都台東区東上野五丁目13番４号
生第91052号	鉱さいけい酸質肥料	珪酸苦土石灰２号	ガウス工業株式会社	東京都台東区東上野五丁目13番４号
生第79637号	化成肥料	多木有機入り化成10号	多木化学株式会社	兵庫県加古川市別府町緑町２番地
生第84666号	化成肥料	ＹＡ有機入り化成肥料Ｈ―10号	有機アグロ株式会社	兵庫県加古川市別府町新野辺3062番地
生第82739号	汚泥発酵肥料	リサイクルグリーン	総合園材株式会社	福岡県福岡市南区長丘三丁目13番27号
生第90149号	汚泥発酵肥料	やんばるゆうき土の精	沖縄県農業協同組合	沖縄県那覇市楚辺二丁目33番18号

２　保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

官庁事項

官庁事項

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三十二条第一項の規定により、日本貸金業協会より届出があったので、同法第四十一条の十二第四号の規定により公示する。

平成二十五年四月二十五日

金融庁長官　畑中龍太郎

貸金業法第三十二条第一項後段の協会の規則の変更

会　費　規　則

（平成25年４月１日施行）

（目的）

第１条　この規則は、定款第10条（会費及び特別会費）の定めに従い日本貸金業協会の会費について定める。

（会費の種類）

第２条　会費は、①資本金を基準とした「資本金割会費」、②貸付金残高を基準とした「残高割会費」、③店舗数を基準とした「店舗数割会費」とし、それらの合計額とする。

（会費の算定基準）

第３条　会費の算出は、別に定める会費の算定基準（以下「会費算定基準」という。）に基づき、金額を算出する。

２　会費算定基準により「資本金割会費」「残高割会費」「店舗数割会費」について月額会費をそれぞれ算出し、それらの合算額に12を乗じたものを年額会費とする。

３　会費算定基準は、総務委員会で決定し、理事会でこれを承認する。ただし、その算定基準及び金額は公平性、透明性を踏まえた合理的なものでなければならない。

（会費の算出について）

第４条　会費算定基準となる協会員の資本金、貸付金残高及び店舗数の数値は、協会員が毎事業年度毎に作成、提出すべき事業報告書又は決算書等（以下「事業報告書等」という。）に基づき、毎年会費徴収年の２月末日（会費算定基準日）までに会費計算に関する報告書その他の計算根拠を証する書面（以下「会費計算書等」という。）を作成のうえ報告するものとし、この数値をもって次年度の会費を算出する。

２　前項において、会費計算書等を作成する場合、会費算定基準日の前年３月より会費算定基準日までの間に提出された事業報告書等を用いる。

３　会費算定基準日までに会費計算書等を提出しない協会員については、提出済みの最も新しい会費計算書等により算出した会費請求数値を基に、次年度会費を算出する。

４　前項において算出された次年度会費について、会費算定基準日までに会費計算書等を提出しない協会員は、原則として会費の変更を求めることができない。

５　協会は、第１項に規定する会費算定基準日までに会費計算書等を提出しない協会員に関し、事業状況について変更の事実を知ったとき、当該事実等を基礎に年額会費を算出し、上期期初（４月）に遡ってその額に請求を改めることができる。

６　会費は原則１年間固定の会費とする。

（会費の納入方法について）

第５条　前条に基づき算出された会費は上期と下期の年２回に分けて納入するものとし、各期の納入期限は、それぞれ以下に定める日（休業日の場合は前営業日）とする。

①　上期請求分　（４月から９月まで）６ヶ月相当分　　５月末日

②　下期請求分　（10月から翌年３月まで）６ヶ月相当分　　10月末日